

臼杵市プレミアム付商品券 に関するお知らせです

臼杵市プレミアム付商品券とは？

- ◎ 消費税・地方消費税率の10%への引上げが所得の少ない方（住民税非課税の方）・小さな乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行います。
- ◎ 購入対象者（①と②の両方対象の方は両方の条件で購入可）
 - ① 2019年度の住民税が課税されていない方
 - ・課税されている方に扶養されている方
 - ・生活保護の受給者などは対象外となります。
 - ② 学齢が3歳未満のお子さまがいる世帯の世帯主の方
⇒ 2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さま
- ※ ①は本年1月1日時点で、②は本年6月1日時点等で、住民票がある市区町村からプレミアム付商品券の購入引換券（以下「購入引換券」という。）が交付されます。
- ◎ 購入限度額
 - ① 上記①の該当者：1人につき 2万5千円（販売額2万円）
 - ② 上記②の該当者：対象児童1人につき 2万5千円（販売額2万円）
- ◎ 使用可能期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日
- ◎ 商品券使用可能店舗：市区町村内の店舗を幅広く対象として公募

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、2019年1月1日以前に臼杵市に住民票を移すことができない方は、裏面に記載の手続をしていただくと、以下の措置が受けられます。

- ① 手続を行った方の分の購入引換券は、配偶者からの代理申請があっても交付しません。
- ② 学齢3歳未満のお子さまがいる世帯の世帯主分の購入引換券は、手続きを行った方がお子さまを同伴している場合、世帯主（配偶者）ではなく、手続きを行った方に交付します。
- ③ 現在、臼杵市にお住まいであるものの、住民票が別の市区町村にある場合は、今お住まいである臼杵市に購入引換券の交付の申請を行うこととなります。
- ④ 平成31年1月1日以前に配偶者と生計を別にしている場合は、配偶者に扶養されていないものとみなし、配偶者が課税者であっても、手続を行った方の課税状況に応じ、購入引換券を交付します。
平成31年1月2日以降に配偶者と生計を別にした場合は、平成31年1月1日における扶養関係を元に、購入引換券を交付するか判断します。

【手続の対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】
次の①を満たし、かつ②～④のいずれかに該当する方

- ①医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること又は配偶者の被扶養者となっていないこと
- ②配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ③婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること
- ④2019年1月2日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

(裏面へ)

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続

- ◎ 「申出書」には、次の書類の添付が必要です。
(チェックシートとして使用できます。)
 - 配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（以下のいずれかの書類）
(同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。)
 - 婦人相談所等が発行する証明
 - 保護命令決定書の謄本又は正本
 - ※ 平成31年1月2日以降に臼杵市に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば臼杵市において確認がとれるため、上記の書類は必要ありません。
- 医療保険上、配偶者の被扶養者となっていないことが確認できる保険証の写し
(国民健康保険に加入されている方については、配偶者と別世帯となっていることが確認できる保険証の写し)
(同伴者がいる場合は、同伴者の保険証も必要です。)
- 平成31年1月1日以前に配偶者と生計を別にしていた方は、平成31年1月1日以前に生計を別にしていたことが確認できる書類（以下のいずれかの書類）
(保険証の写し等で確認できる場合は、不要です。)
 - 婦人相談所が発行する一時保護証明書等
 - 配偶者からの暴力を理由に避難している方の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書
 - ご自身名義の公共料金の納付証明書等
- ◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された今お住まいの住所等の情報は知らせません。
- ◎ 購入引換券の交付申請手続は、申出手續とは別に行う必要があります。
- ◎ 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。